

## 指定予定者の選定結果について

担当課：都市活力部 産業振興室 商工労働課

施 設 名
伊丹市立労働福祉会館・伊丹市立中央公民館・伊丹市青少年センター

上記施設では、現指定管理者の指定期間が令和5年3月31日に満了することに伴い、次期指定管理者となる団体（指定予定者）の選定を行いました。

選定結果の概要は、以下のとおりです。

選 定 団 体（指 定 予 定 者）		
名 称	日本環境マネジメント株式会社	
代 表 者	代表取締役 片山 安茂	
所 在 地	埼玉県さいたま市浦和区仲町1丁目12番1号	
指 定 期 間（予定）		
令和5年4月1日 から 令和10年3月31日 まで（5年間）		
選定方法（公募・非公募の別）		
公募		
選 定 理 由		
<p>第6次伊丹市総合計画は、「人の絆 まちの輝き 未来へつなぐ 伊丹」を将来像とし、「育ち・学び・共生社会」や「市民力・にぎわい・活力」などの大綱に基づき具体的な施策に取り組んでいます。</p> <p>「伊丹市立労働福祉会館」「伊丹市立中央公民館」「伊丹市青少年センター」（愛称：スワンホール）は、勤労市民の福祉の向上、生涯学習の推進及び青少年の健全育成と福祉の増進を図る拠点施設として事業を行っており、令和2（2020）年4月からは中央公民館との複合化を行い、リニューアルオープンしました。</p> <p>今回、指定予定者として選定しようとする事業者は、今回が初めての指定となりますが、全国各地で指定管理事業の実績を有しております。</p> <p>当該事業者については、書類審査、面接審査を通じて、全ての選定基準を満たしており、</p> <p>①事業計画が施設の目的に沿い、安定かつ効率効果的な事業展開が期待でき、かつその能力を有していること。                  ②事業展開にあたり必要な人材の確保・育成が可能な組織力を有していること。                  ③施設の管理運営を安定して行うことができ、さらには市民サービスの向上、利用者数の増、経費節減等に努める実績と見込みがあること。</p> <p>などの点が評価され、全体として他の団体より優れた評価を得たことから、当該団体を施設の設置目的を最も効果的に達成できる団体として選定します。</p>		
選 定 ま での 経 過		
令和4年8月6日	第1回選定委員会	募集要項・選定基準、仕様書・申請書類の決定
令和4年9月1日	募集要項配布	市ホームページに掲載
令和4年9月1日	申請受付	令和4年10月4日まで
令和4年9月12日	応募者説明会	参加団体数 7団体
令和4年10月18日	第2回選定委員会	書類審査および面接審査および指定予定者の決定
申請団体数		
3団体		

選 定 委 員 会 の 構 成 (◎は委員長)					
氏 名		役 職 等		備 考	
辻本 彰子		総合政策部長			
森脇 義和		総務部長			
大竹 勇二		財政基盤部長			
◎西本 秀吉		都市活力部長			
浜田 律子		生涯学習部長			
大野 浩史		こども未来部長			
宗圓 孝		有識者 (税理士)			
沖田 泰男		市民委員			
選 定 基 準 等					
項 目				審 査 時 の 配 点 等	
①事業計画の内容が、施設の設置目的を効果的に達成できるか				80点×8人	
②施設の管理費用の縮減が図られるか				60点×8人	
③市民の平等な利用を確保できるか				20点×8人	
④施設の管理運営を安定して行う能力を有しているか				40点×8人	
⑤法令及び条例上必要とされる免許・許認可、資格を有しているか				合・否	
合 計				1,600点	
審 査 方 法					
<p>1. 選定基準に従って設定された各審査項目について、各委員が書類審査・面接審査(プレゼンテーション含む)を通して採点し、各委員の採点結果を合計したものを各団体の得点とする。</p> <p>2. 合計点の最も高い団体を審査の上、指定予定者とする。</p>					
審 査 結 果 の 詳 細					
	指定予定者	団体A	団体B		
選定基準項目①の得点(640点)	524	460	458		
選定基準項目②の得点(480点)	325	373	271		
選定基準項目③の得点(160点)	123	119	116		
選定基準項目④の得点(320点)	246	249	232		
選定基準項目⑤の判定(合・否)	合	合	合		
合計得点(1600点)	1218	1201	1077		

指定予定者として選定された団体につきましては、市議会での議決を経て、正式に指定管理者として指定します。